

## Ⅱ 利用上の注意

### 1 利用上の注意

- (1) 本結果の概要は、平成 22 年 10 月 1 日現在で行われた平成 22 年国勢調査について、総務省統計局から公表された本市分の産業等基本集計結果（平成 24 年 2 月 28 日公表）に解説をつけて取りまとめたものである。
- (2) 国勢調査の結果については、別に人口と世帯数についてまとめてあるが、こちらは労働力状態、産業別人口等の結果についてまとめている。
- (3) 特にことわりの各年の数値は、各年の国勢調査の数値である。
- (4) 概要の中の小数 1, 2 位の数値は小数 2, 3 位を四捨五入して表示しているため、個々の数値を合算して得た数値とは必ずしも一致しない。また、分類不能も総数に含まれるため各項目の計が総合計と一致しない場合がある。
- (5) 掲載した各種割合は、特に注記のない限り、分母から「不詳」を除いて算出している。
- (6) 主な率の算出方法  
労働力率＝「労働力人口」÷「15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）×100  
就業者率＝「就業者数」÷「15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）×100  
完全失業率＝「完全失業者数」÷「労働力人口」×100  
共働き世帯率＝「夫婦とも就業者の世帯数」÷「一般世帯数」×100
- (7) 使用記号は次のとおりである。  
「－」該当数がないもの、「0.0」は該当数が掲載単位未満の数、「△」は負数

### 2 用語の解説

#### 人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

#### 年齢・平均年齢

年齢は、平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

#### 教 育

**卒業者** 学校を卒業して、在学していない人

**在学者** 在学中の人

**未就学者** 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、学校教育法第 1 条に言う学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。

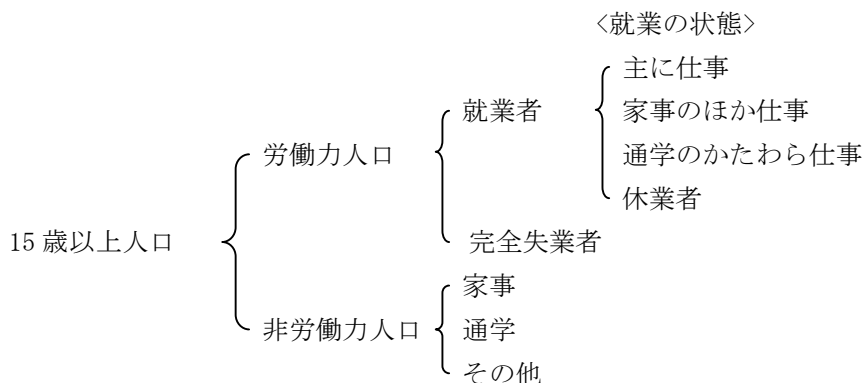
#### 国 籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人は「日本」
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

## 労働力状態

15歳以上の者について、平成22年9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



## 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

### 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人。

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1)勤めている人で、休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。
- (2)個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

<b>主に仕事</b>	主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合。
<b>家事のほか仕事</b>	主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をしていた場合。
<b>通学のかたわら仕事</b>	主に通学していて、そのかたわら仕事をしていた場合
<b>休業者</b>	事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合。

### 完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。

## 非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人。

<b>家事</b>	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合。
<b>通学</b>	主に通学していた場合。
<b>その他</b>	上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)。

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

## 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおりに区分した。

平成 22 年調査では、従来雇用の内訳が「常雇」及び「臨時雇」であったものを、雇用形態の変化に対応するため、以下のとおり「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更した。

<b>雇 用 者</b>	会社員・工員・公務員、団体職員、個人商店の従業員、住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇われている人で、次にいう「役員」でない人
<b>正規の職員・従業員</b>	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人。
<b>労働者派遣事業所の派遣社員</b>	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人。
<b>パート・アルバイト・その他</b>	就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人。 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人。
<b>役員</b>	会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員。
<b>雇人のある業主</b>	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人。
<b>雇人のない業主</b>	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人。
<b>家族従業者</b>	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
<b>家庭内職者</b>	家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人。

## 産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の種類）によって分類した。

なお、仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類によった。

平成 22 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改訂)を基に、平成 22 年国勢調査の集計用に再編成したもので 20 項目の大分類、82 項目の中分類、253 項目の小分類から成っている。また、労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していたが、22 年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類した。

なお、本報告書の産業(3分類)の区分は、大分類を次のように集約したものである。

**第 1 次産業** A 農業、林業 B 漁業

**第 2 次産業** C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業

**第 3 次産業** F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業

I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物質賃貸業

L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業

N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉

Q 複合サービス事業 R サービス業(他に分類されないもの)

S 公務(他に分類されるものを除く)

## T 分類不能

### 世帯の種類

世帯の種類のうち、「一般世帯」とは次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。